

16. 準耐火構造の住宅の仕様

16.1 1時間準耐火構造の住宅の仕様

- 16.1.1 一般事項 1. 1時間準耐火構造の住宅の防火性能はこの項による。ただし、主要構造部の各部分を耐火構造（建築基準法施行令第107条に規定する構造をいう。）または国土交通大臣の1時間準耐火構造の認定（令第115条の2の2第1項第1号の規定に基づく認定をいう。）を受けたものとする場合は、この項によらず特記による。
2. 層間変形角が150分の1以内であることを確認することとする。ただし計算又は実験により、主要構造部が防火上有害な変形、き裂その他の損傷を生じないことが確認されている場合においてはこの限りでない。

用語

準耐火構造の住宅 公庫融資上の準耐火構造の住宅とは、「省令準耐火構造の住宅」（本仕様書14. の項による仕様）の他に、主要構造部を準耐火構造としたものをいい、本仕様書では「1時間準耐火構造の住宅」、「45分準耐火構造の住宅」及び「高性能準耐火構造の住宅」それぞれの仕様を示している。

- (1) 1時間準耐火構造の住宅とは、建築基準法第2条第9号の3のイに該当するもののうち、壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に該当する耐火性能（通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能）を有する住宅をいう。この性能を満足するものについては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものと規定されている。「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1380号「耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件」において定められており、本仕様書では、16.1（1時間準耐火構造の住宅の仕様）の項において具体仕様を示している。
- (2) 45分準耐火構造の住宅とは、主要構造部が建築基準法施行令第107条の2で定める準耐火性能に関する技術的基準に適合する住宅をいう。準耐火性能を満足するものについては、建築基準法第2条第7号の2に基づき、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものと規定されている。「国土交通大臣が定めた構造方法」とは、平成12年建設省告示第1358号（準耐火構造の構造方法を定める件）において定められており、本仕様書では16.2（45分準耐火構造の住宅の仕様）の項において、具体仕様を示している。
- (3) 高性能準耐火構造の住宅については、17.（高性能準耐火構造の住宅の仕様）の項による。

16.1.2 外壁の耐力壁

16.1.2.1 外壁の耐力壁 1. 外壁の耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

室内に面する部 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。

☐ハ. 厚さ16mm以上の強化せっこうボード張り。

☐ニ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板張り。

☐ホ. 厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。

2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は次による。

イ. 防火被覆材は、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビスまたはこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。

ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。

ロ. 留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。

ハ. 防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、

たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。

ニ、当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

16.1.2.2 外壁の耐力壁の 1. 外壁の耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。

屋外に面する部 □イ、厚さ18mm以上の硬質木片セメント板張り。

分 □ロ、厚さ20mm以上の鉄網モルタル塗り。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は次による。

イ、防火被覆材は、500mm以下の間隔で配置したたて枠及び土台、はり、胴縁その他の横架材に、長さ40mm以上のGNF釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。

ロ、留め金具の間隔は、防火被覆材の周辺部及び中間部は200mm以下とする。

ハ、防火被覆材は、目地部分及び取合い部分の裏面に当て木を設け、留め付ける。なお、たて枠その他の構造材をもって当て木にかえることができる。

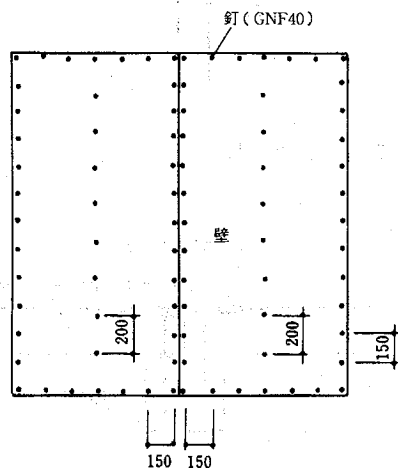
ニ、当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

木質系セメント板 (JIS A 5404) 木片とセメントを主原料として圧縮成形したものであり、硬質木片セメント板（記号；HF）及び普通木片セメント板（記号；NF）などがある。これらはJIS A 1321（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法）に規定する難燃2級又は3級に合格している。

繊維強化セメント板 (JIS A 5430) スラグ及びせつこうを結合材に用い、石綿、ガラス繊維、有機繊維などで補強した板状製品で、抄造方法によって製造されるものである。その特性としては、防火性能、寸法安定性に優れており、軽質・中質の製品は内装材、中質・重質の製品は外装材として使用される。

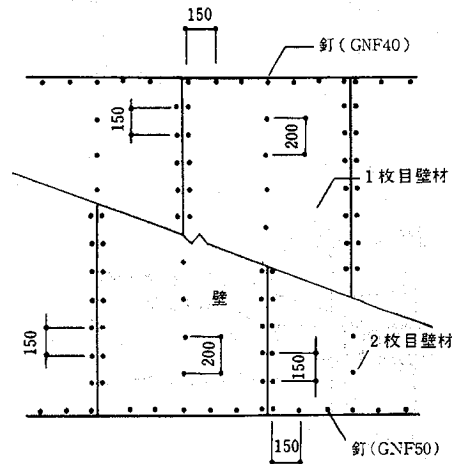
参考図16.1-1 防火被覆材の留付け方法

外壁（タテ貼り）

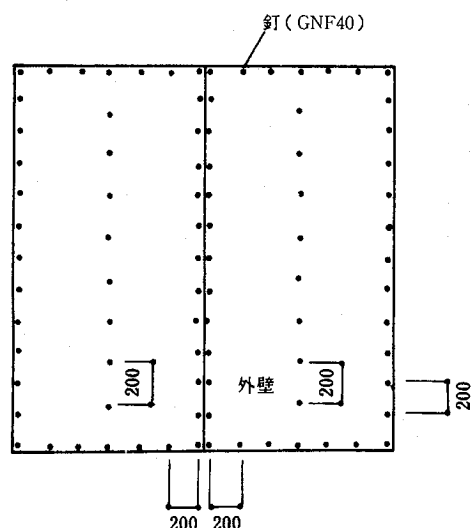


室内側防火被覆材の留付け詳細

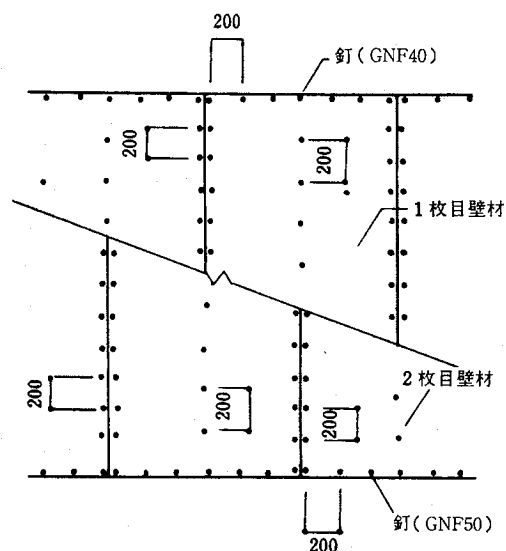
外壁（重ね貼り）



室内側防火被覆材の留付け詳細



屋外側防火被覆材の留付け詳細

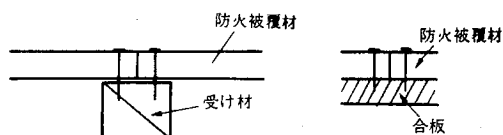


屋外側防火被覆材の留付け詳細

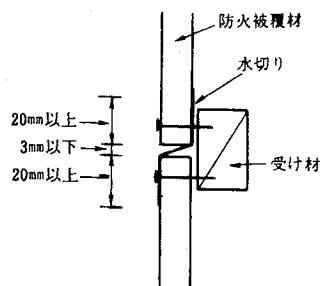
防火被覆材の目地処理 防火被覆材の目地部分は、防火被覆材の内部への炎の侵入を有効に防止できる構造とすることが必要であり、参考例として次の方法が考えられる。

参考図16.1-2 防火被覆材の目地処理

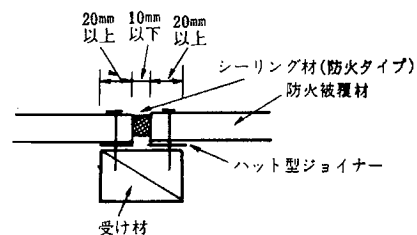
イ. 突きつけ目地



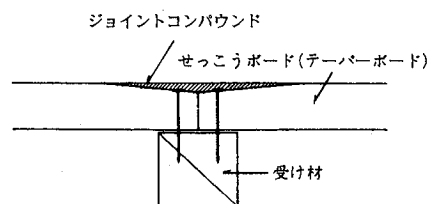
ロ. 水切り目地



ハ. シーリング目地

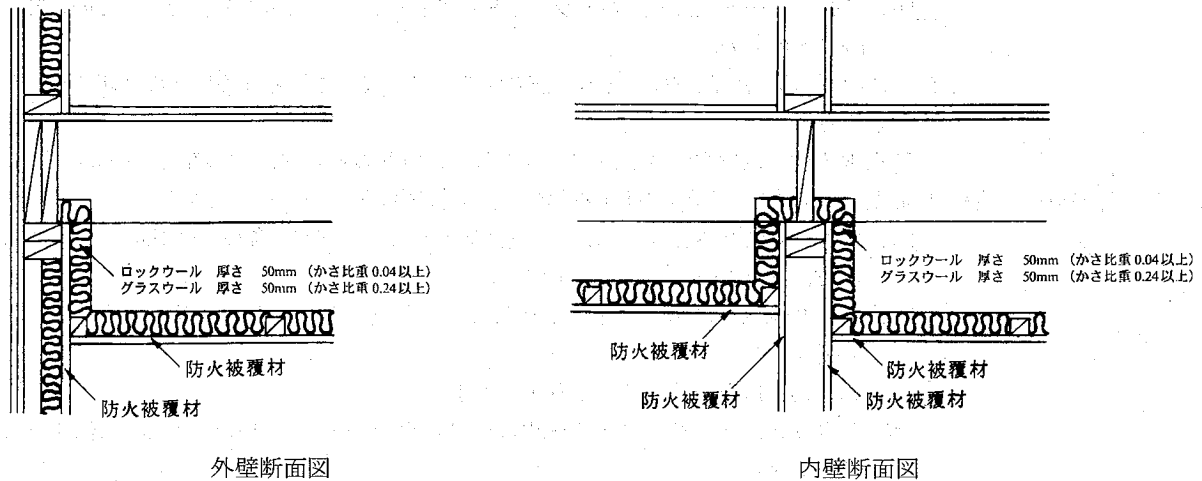


ニ. テーピング目地

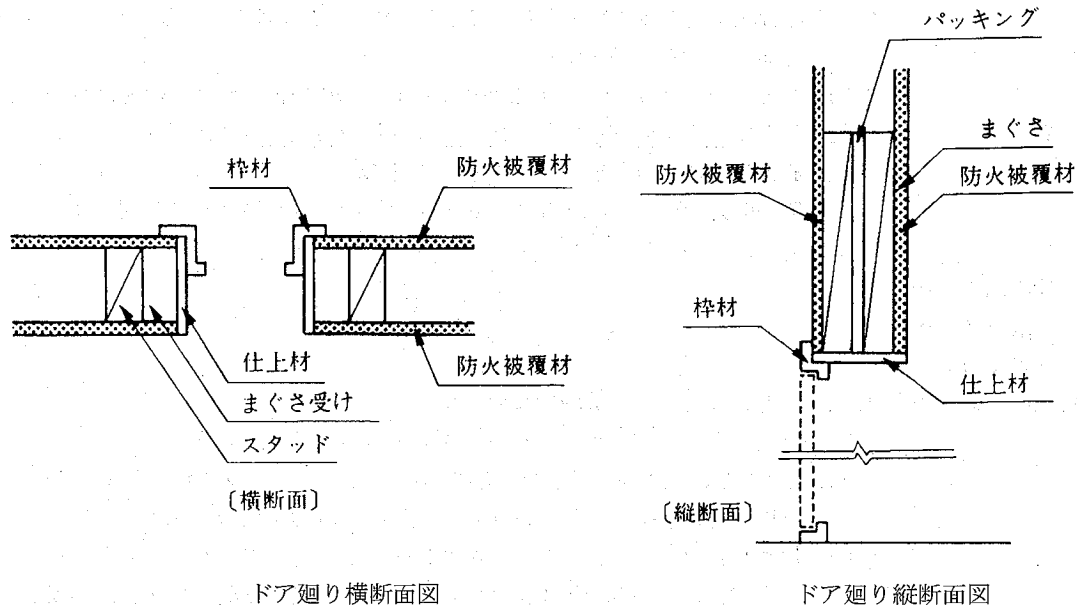


防火被覆材の取合部 防火被覆材の取合部は、防火被覆材の内部への炎の侵入を有効に防止できる構造とすることが必要であり、有効に防火被覆を補強することが重要である。

参考図16.1-3 防火被覆材の取合部



参考図16.1-4 開口部廻りの処理



16.1.3 外壁の非耐力壁

16.1.3.1 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。ただし、延焼の室内に面する 恐れのある部分については、16.1.2.1 (外壁の耐力壁の室内に面する部分) の項による。

部分

- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板張り。
- 2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 3. 防火被覆材の取付方法は16.1.2.1 (外壁の耐力壁の室内に面する部分) の3による。

16.1.3.2 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は次のいずれかによる。ただし、延焼の屋外に面する 恐れのある部分については、16.1.2.2 (外壁の耐力壁の屋外に面する部分) の項による。

部分

- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に金属板又は石綿スレート張り。
- ☐ロ. 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくい塗り。
- ☐ハ. モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
- ☐ニ. セメント板又はかわらの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの。
- ☐ホ. 厚さ25mm以上のロックウール保温板の上に金属板又は石綿スレート張り。

- ☐ヘ. 厚さ25mm以上の木毛セメント板の上に厚さ6mm以上の石綿スレートを張ったもの。
- ☐ト. 石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15mm以上のもの。
2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。
- 16.1.4 界壁以外の内壁 1. 界壁以外の内壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ16mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ホ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード又は難燃合板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付方法は16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3の項による。
- 16.1.5 界 壁 住戸相互間の界壁の構造は、4.10.14（住戸間の界壁）の項による。
- 16.1.6 柱 柱を設ける場合の防火被覆は、16.1.4（界壁以外の内壁）の項に準じる。ただし、16.1.2（外壁の耐力壁）及び16.1.4（界壁以外の内壁）に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。
- 16.1.7 界床以外の床（最下階の床を除く。）
- 16.1.7.1 床の表側の部分 1. 床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. たたみ敷きの床（ポリスチレンフォームの畳床を除く。）
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート（以下「合板等」という。）の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
- ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上の軽量気泡コンクリート板張り。
- ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のモルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）敷き流し。
- ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ12mm以上のせっこう敷き流し。
- ☐ト. 厚さ40mm以上の木材（木材で造られた荒床の厚さを含む。）
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- 16.1.7.2 床の裏側の部分 1. 床の裏側の部分、又は直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。
- 又は直下の天井 ☐イ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）、又は、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボードの裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）、又は、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
- ☐ニ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ9mm以上のロックウール吸音板張り。
2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は次による。

- イ. 防火被覆材は、根太、野縁等の横架材に、長さ40mm以上のG N F 釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
- ロ. 留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
- ハ. 防火被覆材の目地部分及び取合い部分は、その裏面に当て木を設ける。なお、根太、野縁等の横架材をもって当て木にかえることができる。
- ニ. 当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

施工方法

床の表側の部分 床の表側の部分(床上部)の防火被覆については、所要の耐火性能のある被覆材を列記しているが、このうち、たたみ敷きの床のように仕上げ材としての仕様を兼ねているものと、下地材としての仕様を示しているものがある。

下地材としての仕様を示しているもののうち、16.1.7.1(床の表側の部分)のロ及びヘのようにせっこうボードやせっこう敷き流しのままでは、せっこうが割れてしまう可能性があるため、この上に合板等を敷き、その上から仕上げを行うことが望ましい。

16.1.8 住戸間の界床 重ね建の住戸間の界床の仕様は、16.1.7(床(最下階の床を除く。))の項による。

16.1.9 は り はりの防火被覆は、16.1.7.2(床の裏側の部分又は直下の天井)の項に準じる。ただし、16.1.7(界床以外の床(最下階の床を除く。))の項に掲げる防火被覆を設けた床の内部にあるものについては、これによらないことができる。

16.1.10 屋根・軒裏 1. 屋根の裏側の部分又は屋根の直下の天井及び軒裏(延焼の恐れのある部分にある軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。))を除く。)の防火被覆は次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。

- ☐イ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
 - ☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール(かさ比重0.04以上)又は厚さ50mm以上のグラスウール(かさ比重0.024以上)のうちいずれかを充填。
 - ☐ニ. 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ホ. 16.1.3.2(外壁の非耐力壁の屋外に面する部分)の1に掲げる防火被覆材。
2. 延焼の恐れのある部分にある軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)にあつては、次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。
- ☐イ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボードの上に金属板を張ったもの。
 - ☐ロ. 繊維混入ケイ酸カルシウム板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの。
 - ☐ハ. 16.1.2.2(外壁の耐力壁の屋外に面する部分)の1に掲げる防火被覆材。
3. 1及び2に掲げる材料の品質はJ I Sに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
4. 防火被覆材の取付方法は次による。
- イ. 防火被覆材は、たる木、根太、野縁等の横架材に、長さ40mm以上のG N F 釘、木ねじ、ステーブル、タッピングビス又はこれらに類する留め金具で確実に留め付ける。ただし、被覆材を2枚重ねて張る場合は、2枚目に張る防火被覆材は長さ50mm以上の留め金具で留め付ける。
 - ロ. 留め金具の間隔は、被覆材の周辺部は150mm以下、中間部は200mm以下とする。
 - ハ. 防火被覆材の目地部分及び取合い部分は、その裏面に当て木を設ける。なお、たる

木、野縁等の横架材をもって当て木にかえることができる。

二、当て木の断面寸法は、38mm×40mm以上を標準とする。

16.1.11 階

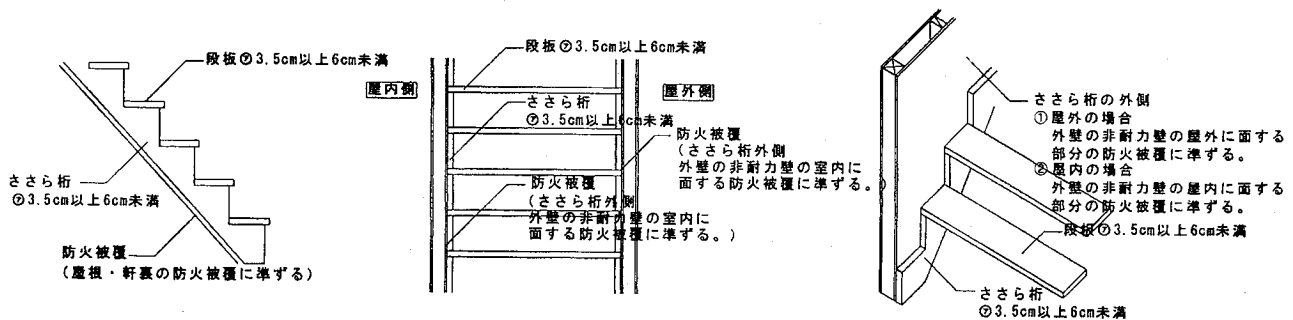
段 階段を木材で造る場合には、段板及び段板を支えるささら桁は次のいずれかとする。

☐イ、厚さ6cm以上とする。

☐ロ、厚さ3.5cm以上とし、段板の裏側を16.1.10（屋根・軒裏）の1の被覆材により被覆し、かつ、ささら桁の外側を16.1.3.1（外壁の非耐力壁の室内に面する部分）（屋外側の場合は16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分））の1の被覆材により被覆する。

☐ハ、階段の裏側を16.2.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の被覆材により被覆し、かつ、ささら桁の外側を16.2.4（界壁以外の内壁）（屋外側の場合は16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分））の1の被覆材により被覆する。

参考図16.1.11 階段の防火被覆の例



16.1.12 その他の措置

16.1.12.1 壁内部の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁については、防火被覆の内部での火災伝播を有効に防止するため次のいずれか又はこれらと同等以上のファイアーストップ材を3m以内ごとに設ける。

☐イ、たて枠と同寸の寸法型式の製材

☐ロ、厚さ12mm以上のせっこうボード

☐ハ、厚さ8mm以上のスラグせっこう系セメント板

☐ニ、厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）

☐ホ、厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）

16.1.12.2 壁と床等の接合部の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁と床及び屋根の接合部、階段と床の接合部に、防火被覆の内部での火災伝播を有効に防止するためにファイアーストップ材を設ける。

なお、ファイアーストップ材の種類は、16.1.12.1（壁内部の措置）による。

16.1.12.3 照明器具等の周辺の措置 防火被覆を施した壁、床又は天井に設ける照明器具、天井換気孔、コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものの周りには、防火上支障のない措置を講じる。

16.1.12.4 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は、特記による。

16.2 45分準耐火構造の住宅の仕様

16.2.1 一般事項 1. 45分準耐火構造の住宅（建築基準法第2条第9号の3のイに該当する住宅をいう。）の防火仕様はこの項による。ただし、主要構造部の各部分を、耐火構造（建築基準法施行令（以下「令」という。）第107条に規定する構造をいう。）又は国土交通大臣の準耐火構造の認定（建築基準法第2条第7号の2及び令第115条の2の2第1項第1号の規定に基づく認定をいう。）を受けたものとする場合には、この項によらず特記による。

2. 層間変形角が150分の1以内であることを確認することとする。ただし計算又は実験により、主要構造部が防火上有害な変形、き裂その他の損傷を生じないことが確認されている場合においてはこの限りではない。

16.2.2 外壁の耐力壁

16.2.2.1 外壁の耐力壁 1. 外壁の耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- 室内に面する部分 ☐イ. 厚さ15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張り。
☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上の難燃合板張り。
☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
☐ホ. 厚さ9mm以上の難燃合板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
☐ヘ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上のせっこうプラスター塗り。

2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は、16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.2.2 外壁の耐力壁 1. 外壁の耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1（ただし書きを除く。）による。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。

16.2.3 外壁の非耐力壁

16.2.3.1 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の室内に面する部分の防火被覆は、16.1.3.1（外壁の非耐力壁の室内に面する部分）の1（ただし書きを除く。）による。ただし延焼の恐れがある部分については、16.2.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の1の項による。

2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.3.2 外壁の非耐力壁 1. 外壁の非耐力壁の屋外に面する部分の防火被覆は16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1（ただし書きを除く。）による。

2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は16.1.2.2（外壁の耐力壁の屋外に面する部分）の3による。

16.2.4 界壁以外の内壁 1. 界壁以外の内壁の室内に面する部分の防火被覆は次のいずれかとする。

- ☐イ. 厚さ15mm以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張り。
☐ロ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上の難燃合板張り。
☐ニ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
☐ホ. 厚さ9mm以上の難燃合板の上に厚さ12mm以上のせっこうボード張り。
☐ヘ. 厚さ7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上のせっこうプラスター塗り。

2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。

3. 防火被覆材の取付方法は、16.1.2.1（外壁の耐力壁の室内に面する部分）の3による。

16.2.5 住戸間の界壁 住戸間の界壁の仕様は、4.10.14（住戸間の界壁）の項による。

（連続建）

- 16.2.6 柱 柱の防火被覆は16.2.4（界壁以外の内壁）の項に準ずる。ただし、16.2.2（外壁の耐力壁）及び16.2.3（外壁の非耐力壁）の項に掲げる防火被覆を設けた壁の内部にあるものについては、これによらないことができる。
- 16.2.7 界床以外の床（最下階の床を除く。）
- 16.2.7.1 床の表側の部分 1. 床の表側の部分の防火被覆は次のいずれかとする。
- ☐イ. たたみ敷きの床（ポリスチレンフォームの畳床を除く。）
 - ☐ロ. 厚さ12mm以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード又はデッキプレート（以下「合板等」という。）の上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
 - ☐ハ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ8mm以上の硬質木片セメント板張り。
 - ☐ニ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上の軽量気泡コンクリート張り。
 - ☐ホ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上のモルタル、コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む。）敷き流し。
 - ☐ヘ. 厚さ12mm以上の合板等の上に厚さ9mm以上のせっこうを塗ったもの。
 - ☐ト. 厚さ30mm以上の木材（木材で造られた荒床の厚さを含む。）
2. 1に掲げる材料の品質はJIS、又はJASに適合するもの、若しくはこれらと同等以上の性能を有するものとする。
- 16.2.7.2 床の裏側の部分 1. 床の裏側の部分または直下の天井の防火被覆は次のいずれかとする。
- 又は直下の天井 ☐イ. 厚さ15mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）、又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
2. 1に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
3. 防火被覆材の取付け方法は16.1.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の3による。

施工方法

床の表側の部分 床の表側の部分（床上部）の防火被覆については、所要の耐火性能のある被覆材を列記しているが、このうち、たたみ敷きの床のように仕上げ材としての仕様を兼ねているものと、下地材としての仕様を示しているものがある。

下地材としての仕様を示しているもののうち16.2.7.1（床の表側の部分）のロ及びへのようにせっこうボードやせっこう敷き流しのままでは、せっこうが割れてしまう可能性があるため、この上に合板等を敷き、その上から仕上げを行うことが望ましい。

16.2.8 住戸間の界床 重ね建の住戸間の界床の仕様は16.1.7（床（最下階の床を除く。））の項による。

16.2.9 はり はりの防火被覆は16.2.7.2（床の裏側の部分又は直下の天井）の項に準じる。ただし、16.2.7（界床以外の床（最下階の床を除く。））の項に掲げる防火被覆を設けた床の内部にあるものについては、これによらないことができる。

16.2.10 屋根・軒裏 1. 屋根の裏側の部分又は屋根の直下の天井及び軒裏（延焼の恐れのある部分にある軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）を除く。）の防火被覆は次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で造り又はふくものとする。

- ☐イ. 厚さ12mm以上の強化せっこうボード張り。
- ☐ロ. 厚さ9mm以上のせっこうボードの上に厚さ9mm以上のせっこうボード張り。
- ☐ハ. 厚さ12mm以上のせっこうボード張りとし、その裏側に厚さ50mm以上のロックウール（かさ比重0.04以上）、又は厚さ50mm以上のグラスウール（かさ比重0.024以上）のうちいずれかを充填。
- ☐ニ. 厚さ12mm以上の硬質木片セメント板張り。
- ☐ホ. 16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1に掲げる防火被覆材。

2. 延焼の恐れのある部分にある軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。）にあつては、次のいずれかとし、屋根の表側の部分は不燃材料で

造り又はふくものとする。

☐イ. 16.1.10（屋根・軒裏）の2に掲げる防火被覆材。

☐ロ. 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板。

☐ハ. 16.1.3.2（外壁の非耐力壁の屋外に面する部分）の1に掲げる防火被覆材。

3. 1及び2に掲げる材料の品質はJISに適合するもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

4. 防火被覆材の取付方法は、16.1.10（屋根・軒裏）の4の項による。

16.2.11 階 段 階段を木材で造る場合は、段板及び段板を支えるささら桁は16.1.11（階段）の項による。

16.2.12 その他の措置

16.2.12.1 壁内部の措置 耐火構造以外の壁の内部の措置は、16.1.12.1（壁内部の措置）の項による。

16.2.12.2 壁と床等の接合部分の措置 耐火構造以外の主要構造部である壁と床及び屋根の接合部並びに階段と床の接合部の防火措置は16.1.12.2（壁と床等の接合部の措置）の項による。

16.2.12.3 照明器具等の周辺の措置 防火被覆を施した壁、床又は天井に設ける照明器具、天井換気孔、コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものの周辺部の措置は16.1.12.3（照明器具等の周辺の措置）の項による。

16.2.12.4 外壁の開口部 外壁の開口部に設ける建具は特記による。

17. 高性能準耐火構造の住宅の仕様

17.1	総	則	1. 準耐火構造の住宅で建築基準法（以下「法」という。）第2条第9号の3のイに該当する住宅のうち、主要構造部（法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏を1時間準耐火構造（建築基準法施行令（以下「令」という。）第115条の2の2第1項第1号に規定する準耐火構造をいう。）とし、かつ、耐久性を有する住宅として住宅金融公庫法施行規則で定める技術的基準に該当する住宅の仕様は、この項による。 2. 本項においてアンダーライン「<u> </u>」が付された項目に掲げるもの以外の仕様とする場合は、これらと同等以上の性能を有すると公庫が認めたものとする。
------	---	---	--

本項は、準耐火構造の住宅のうち高性能準耐火構造の住宅の仕様について示している。

用語

高性能準耐火構造の住宅

建築基準法第2条第9号の3のイに該当するもののうち、壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏が同施行令115条の2の2第1項第1号に該当する耐火性能（通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能）を有する住宅で、かつ公庫の定める耐久性に関する技術的基準に該当する住宅をいい、公庫融資上耐火構造の住宅並みの融資が受けられる。

なお、本項の防火仕様による場合であっても、公庫の定める技術的基準に該当しない住宅については、高性能準耐火構造の住宅とはならず、通常の準耐火構造の住宅として扱われることとなる。

17.2	耐久性向上措置	
17.2.1	基礎工事	
17.2.1.1	基礎の構造	基礎の構造は3.4.1（一般事項）、3.4.2（布基礎）及び3.4.3（べた基礎）の項による。
17.2.1.2	浴室廻りの腰壁	1階浴室廻り（浴室ユニットを使用した場合を除く。）には、3.4.4（腰壁）の項による。
17.2.1.3	1階の床下地面	1階の床下地面（床下が土間コンクリートで造られているものを除く。）は、建物周囲の地面より50mm以上高くする。
17.2.1.4	床下換気措置	床下空間が生じる場合の床下換気措置は次による。ただし、3.5（基礎断熱工事）の項により基礎の施工を行う場合は、床下換気孔は要しない。 イ. 外周部の布基礎には有効換気面積300cm²以上の床下換気孔を間隔4m以上ごとに設ける。 ロ. 床下換気孔には、鉄製等のスクリーンなどを堅固に取りつける。 ハ. 屋内の布基礎には、適切な位置に床下の通風を確保するため及び点検のために支障のない寸法の床下換気孔を設ける。 ニ. 界壁下部の換気孔には、網目2mm以下の金網（建築基準法施行令第109条に定める構造の防火施設とみなされるもの）を取りつける。
17.2.1.5	床下防湿措置	床下防湿措置は、3.4.13（床下防湿）の項による。
17.2.2	躯体工事	
17.2.2.1	防腐・防蟻措置等	1. 防腐・防蟻措置は、4.4（木部の防腐・防蟻措置）及び4.6（床下地面の防蟻措置）の項による。 2. 浴室等の防水措置は、4.7（浴室等の防水措置）の項による。
17.2.2.2	小屋裏換気・軒裏換気	1. 小屋裏換気孔、軒裏換気孔は、4.13（小屋裏換気・軒裏換気）の項による。 2. 小屋裏換気、軒裏換気の構造は、次による。 イ. 開口部のない外壁の上部に設ける場合は、有孔の防火被覆材の裏側に網目2mm以下の鉄製金網を二重に張る。 ロ. 外壁の開口部の上端から上方2m以内、かつ当該開口部の両端からそれぞれ50cm以内の部分又は延焼の恐れのある部分に設ける場合は、防火ダンパー付き換気孔とする。
17.2.2.3	外壁下張材の品質	外壁下張材の品質は、4.10.9.2（外壁下張材の品質）による。ただし、17.2.3.2（外壁内通気措置）による場合はこの限りではない。

17.2.3 内・外装その他 工事

17.2.3.1 浴室周囲の防湿 措置

浴室周囲の防湿措置については、次による。

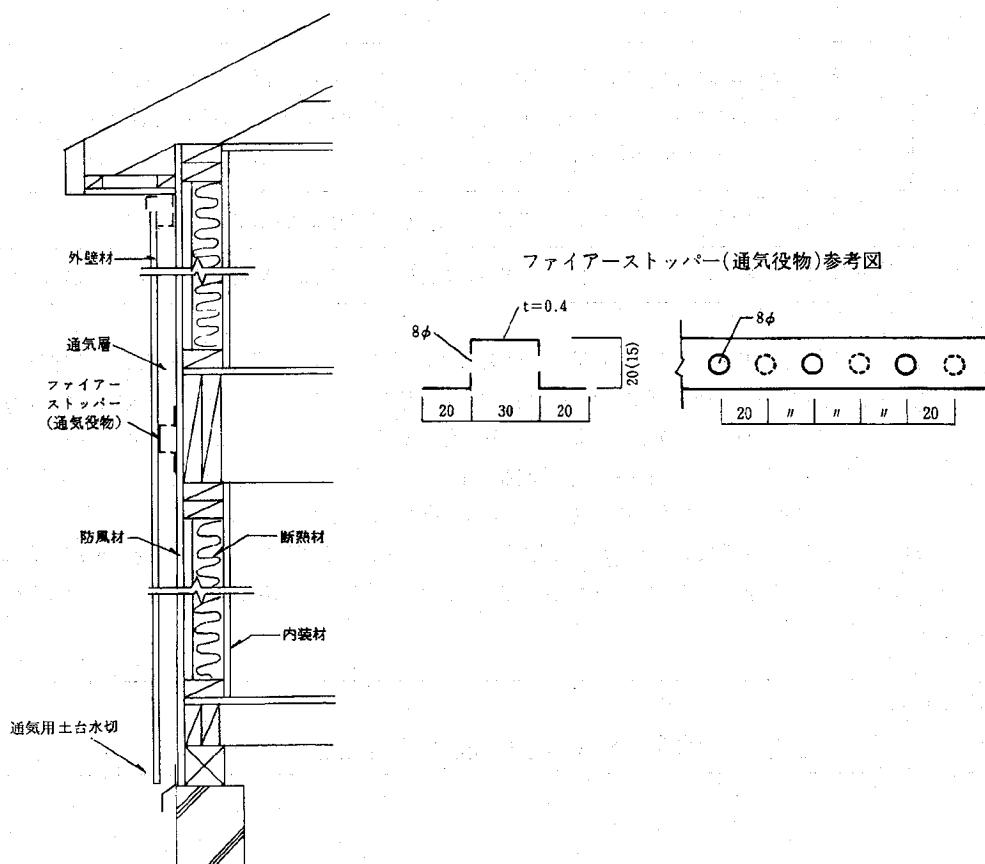
- イ. 浴室ユニットを使用しない浴室の壁及び天井には、厚さ1mm以上のゴム化アスファルトシート又はブチルゴム系粘着シートの防湿層を設ける。
- ロ. 施工は下地の乾燥を確認のうえ、各製造所指定のプライマーを塗布する。
- ハ. 防湿シートの張り付けは、開口部廻り、配管引き出し部分等を先行させた後、入隅部等に注意して下地に十分密着させ、施工間隔30mm程度にステーブル釘で留め付ける。なお、継ぎ手部分は50mm以上重ね、十分に転圧した後、間隔100mm程度にステーブル釘で留め付ける。

17.2.3.2 外壁内通気措置

外壁内に通気層を設け壁体内通気を可能とする構造とする場合は次による。

- イ. 防風材は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する透湿防水シート等、気密性と防水性及び湿気を放散するに十分な透湿性を有する材料とする。
- ロ. 通気層の内部には、各階に防火上有効なファイアーストップ（通気役物）を設ける。
- ハ. 通気層の構造は、次のいずれかによる。
 - （イ） 土台水切り部から軒天井見切縁に通気できる構造
 - （ロ） 土台水切り部から天井裏を経由し、小屋裏換気孔に通気できる構造
- ニ. 外壁仕上げは原則としてサイディング材とし、特記による。
- ホ. 土台水切り見切縁は外壁内通気に支障のない構造のものとして各製造所の指定する材料とする。

参考図17.2.3.2 外壁内通気措置



準17
耐火性能
構造能

17.3 防火仕様

17.3.1 一般事項

高性能準耐火構造の住宅の防火仕様は、16.1（1時間準耐火構造の住宅の仕様）の項による。